

平成26年(ネ)第260号

不法行為による損害賠償請求控訴事件

控訴人 [REDACTED]

控訴人兼被控訴人 世界基督教統一神靈協会

被控訴人 [REDACTED]

平成26年8月5日

控訴理由書

札幌高等裁判所

第2民事部口係 御中

控訴人 [REDACTED]訴訟代理人

弁護士 郷 路 征 記

弁護士 内 田 信 也

目 次

1	はじめに	2
2	民法724条の解釈	3
(1)	民法724条の趣旨	3
(2)	「加害者を知りたる時」と「損害を知りたる時」 について最高裁の立場	4
(3)	上記2つの最判をどう統一的に理解すべきか?	6
(4)	「加害者・損害」と共に不法行為であることの認識を要する	10
3	本件の場合、不法行為であることを被害者が 知ることが「損害」と「加害者」を知ることである	12
(1)	本件の場合、不法行為であることを知ることは、 極めて困難であった	12
(2)	離婚の成否が確定して初めて相手方の行為が 不法行為であることを知る	14

4 本件において、被害者はいつから不法行為であると 知ることができたのか	14
(1) 炭鉱じん肺・国の責任に関する札幌地裁判決	14
(2) じん肺訴訟で国の責任が判決で認められるまでの経過	15
(3) 統一協会の伝道・教化活動が判決で違法であると 認められるまでの経過	16
5 原判決の立場の紹介と批判	21
(1) 原判決は民法724条の解釈について48年最判の 基準にのみ準拠している	21
(2) 具体的には損害訴訟を提起し、これを遂行できる 現実的 possibility を認識すれば足りる	22
(3) 原告らの主張は不法行為を構成することについて 「確信」を要求するもので採用できない	23
6 前回訴訟主張書面の内容から時効進行を認める	24
(1) 上記に対する批判	25
(2) 当職の、前回訴訟判決までの認識	32
7 控訴人■■■の請求が棄却された理由	33
(1) 内容証明を出したことで、伝道・教化活動が違法であることを認識 しており、損害訴訟を提起し遂行することが可能な状態であった	33
(2) 主張書面の提出	35

1 はじめに

本件における短期消滅時効の起算点は、被害者が、統一協会の伝道・教化活動が不法行為であると現実に認識した時であり、それは具体的には、札幌地方裁判所昭和62年(ワ)第603号損害賠償請求事件他3件のいわゆる青春を返せ訴訟（以下、「前回訴訟」という。）についての、札幌地方裁判所判決（以下、「前回訴訟判決」という。甲第1号証）が最高裁判所の決定で確定した平成15年10月10日以降であり、どんなに早くても、前回訴訟判決が言

い渡された平成13年6月29日以降である。

控訴人（以下、「控訴人」という。）は、平成16年1月8日、本件訴訟を札幌地方裁判所に提訴しているから、民法724条の短期消滅時効は完成していない。従って、控訴人について時効の完成を認めて、その請求を棄却した原判決は破棄を免れない。その理由を以下のとおり詳述する。

2 民法724条の解釈

（1）民法724条の趣旨

不法行為による損害賠償請求権の短期消滅時効を定めた民法724条の立法趣旨について、最高裁は以下のとおり判示している。

ア 加害者は極めて不安定な立場におかれるものだから、民法724条は加害者保護目的。

民法724条が短期消滅時効を設けた趣旨は、不法行為に基づく法律関係が、通常、未知の当事者間に、予期しない偶然の事故に基づいて発生するものであるため、加害者は、損害賠償の請求を受けるかどうか、いかなる範囲まで賠償義務を負うのか等が不明である結果、極めて不安定な立場におかれるので、被害者において損害及び加害者を知りながら相当の期間内に権利行使に出ないと解されるところ、……（最高裁昭和49年12月17日第三小法廷判決・民集 第28巻10号 2059頁）。

イ 上記判旨から言えば、本件は10年の時効期間である方が適切

本件で問題とされている統一協会の伝道・教化活動による不法行為責任・損害賠償義務は、入信勧誘契約（「ビデオセンター受講契約」等の外観をとっている）及び入信後の統一協会と信者との契約関係（信者である関係を基礎とした献金契約等）という閉鎖的な法律関係を基礎として発生したものであって、不法行為の法律関係が特徴とする「未知の当事者間に、予期しない偶然の事故に基づいて発生」したものではない。従って、統一協会は賠償義務を負う範囲

について、献金、入教関係費、物品販売費等として信者1人1人について、全て完全に掌握している。損害賠償の請求を受けるかどうかは、元信者全員から受けるとの覚悟をしておきさえすれば問題のないことで、元信者以外に拡散することはない。従って、その法的な立場は、上記事件の対象とされた取締役の第三者への責任（第三者と会社との間の法律関係を基礎として生ずる）よりも安定的なものであると言わなければならない。

以上のことから、民法724条が、統一協会員であった元信者と統一協会との間の損害賠償請求の事案に適用されるのは、最高裁の判示する同条の立法趣旨に合致しないことなのである。入信勧誘契約や信者となった後の統一協会との法律関係の中に、例えば「誠実義務」等の付随義務を認めることができて、その義務違反として請求を構成することができれば、債務不履行として10年間の消滅時効期間が適用される事例というべきものなのである。

以上のとおり、本件については、10年の時効期間の適用があるのが本来妥当と考えられるので、統一協会の加害行為による被害者の権利の回復が障害されがないような、民法724条の解釈適用が要請されているのである。

(2) 「加害者を知りたる時」と「損害を知りたる時」について最高裁の立場

3年間の短期消滅時効は被害者が「損害」及び「加害者」を知った時から進行すると民法724条は規定している。まず、それぞれについて判示した最高裁判決を以下に引用し、検討する。

ア 「加害者を知る」とは損害賠償請求が可能な程度にこれを知った時

最高裁判所第二小法廷昭和48年11月16日判決（以下、「昭和48年判決」という。民集第27巻10号1374頁）は民法724条に言う「加害者ヲ知リタル時」について、「加害者に対する損害賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度にこれを知った時を意味するものと解するを相当」

（以下、「昭和48年判決の基準」という。）とするとし、具体的には、不法行為当時加害者の姓と官職、容貌しか知らなかった被害者が「加害者の氏名、住所を確認するに至った時をもって、民法724条にいう『加害者ヲ知リタル

時』というべきである。」とした（最高裁判例解説 昭和48年版 562頁）。

「損害賠償請求が可能な程度に加害者を知るというのは、要するに、賠償請求の相手方が具体的に特定されて認識される状態にあることを意味する」という判例解説（最高裁判所判例解説昭和48年版565頁・下線、代理人付加）があるが、本件の具体的な事例では、最高裁は、被害者が「その頃東京における加害者の住所を突きとめ、加害者本人に間違いないことを知った」時、即ち、加害者を現実に認識した時が、時効の起算点であるとしているのであるから、上記の「認識される状態」から時効が開始するとの解説については疑問がある。その意味で昭和48年判決の「損害賠償請求が可能な程度にこれ（加害者）を知った時」という時効の起算点についての基準と、同判決の具体的な内容とは合致していないことを確認しておく必要がある。昭和48年判決は、被害者が加害者を現実に知った時から時効の進行を認めた事例なのである。とすれば、「その可能な程度にこれ（加害者）を知った時」という基準は、現実に加害者を知った時を中心として、それに極めて近接にした場合のみを意味すると解するのが妥当であろうと思われる。

イ 「損害ヲ知リタル時」とはその発生を現実に認識した時をいう

他方、「損害ヲ知リタル時」について、以下のとおり、最高裁は損害の発生を現実に知ることを要すという立場を明らかにしている。

民法724条は、不法行為に基づく法律関係が、未知の当事者間に、予期しない事情に基づいて発生することがあることにかんがみ、被害者による損害賠償請求権の行使を念頭に置いて、消滅時効の起算点に関して特則を設けたのであるから、同条に言う「損害及ヒ加害者ヲ知リタル時」とは、被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況なもとに、その可能な程度にこれらを知った時を意味するものと解するのが相当である（最高裁昭和45年（ヲ）第628号、同昭和48年11月16日第2小法廷判決・民集27巻10号1374頁参照）。

そして、次に述べるところに照らすと同条にいう被害者が損害を知った時とは、被害者が損害の発生を現実に認識した時をいうと解すべきである（最高裁第三小法廷平成14年1月29日判決。以下、「平成14年判決」という。民集 第56巻1号 218頁・下線、代理人付加）。

上記判決中の「次に述べること」とは要旨、以下のとおりのことである。

- ① 被害者が損害の発生を容易に認識しうることを理由に時効の進行を認めると、被害者は、自己に対する不法行為が存在する可能性のあることを知った時点で調査せざるを得なくなるが、そのような負担を課すことは不当である。損害の発生や加害者を現実に認識していれば、時効の進行を認めても被害者の権利を不当に侵害することにはならない。
- ② 民法724条は、被害者が損害の発生及び加害者を現実に認識しながら3年間放置していた場合に加害者の法的地位の安定を図ろうとしたものにすぎない。

平成14年判決は、昭和48年判決の基準を引用しながら、被害者が損害の発生を現実に知ったことを時効の起算点としているのである。そして、そのような解釈の理由を説明する部分では、被害者が損害の発生及び加害者を現実に知っていることを時効進行の前提としているのである。

(3) 上記2つの最判をどう統一的に理解すべきか？

平成14年判決の「被害者が『損害ヲ知リタル時』とは、被害者が損害の発生を現実に認識した時を言う」との解釈が、昭和48年判決の基準（加害者を知ることについての判示ではあるが・・・。）と一致しているものなのかどうかについて検討が必要であると思われる。平成14年判決は、先行する最高裁判例として昭和48年判決の基準を引用しながら、判決文中では加害者を知ることについても現実の認識を必要としているからである。その考察は以下に平成14年判決に対する判例解説を引用することによって行う。

ア 昭和49年三小判の説く立法趣旨(上記2の(1)のアに引用)は、被害者が損害及び加害者を現実に認識することを要するとの説に整合する。

上記昭和49年三小判例については、上記③説を説く内池慶四郎教授の見解を採用したものであると説明されている。内池説は、「損害および加害者を知る権利者が相当の期間内に権利行使に出ぬ以上は、その態度よりして権利者が義務者を宥恕したかあるいは賠償の必要を認めないか何等かの理由から請求を断念したものと賠償義務者の側で信頼することが自然であり、この信頼は正当なものとして評価してよいであろう。」とし、その帰結として、「民法724条の短期時効は権利行使の可能性を現実に知りながら請求しなかった被害者の態度に対する賠償義務者の正当な信頼を保護することにその本旨がある」とする説である。

そうすると、昭和49年三小判例がいう民法724条の立法趣旨は、被害者が損害及び加害者を現実に認識することを要するとする説になじむものということができるであろう(最高裁判所判例解説平成14年度(上)・152頁)。

イ 昭和48年判決の加害者を知るとは、特定の「あの人」が加害者であることを認識していること

昭和48年二小判例について、輪湖公寛調査官は、被害者が加害者を知るとは、賠償請求の相手が現実に具体的に特定されて認識されることを意味している。

同判決の判例解説(執筆者匿名)も、「通常は、加害者の姓名を知らなくても、賠償請求の相手方を具体的に特定して認識することができ、社会通念上、調査すれば容易にその姓名、住所が判明しうるような場合には、その段階で加害者を知ったことになるとしてよいであろう。」としており、時効が進行を開始するのに、加害者の姓名、住所までは知る必要がないが、少なくとも特定の「あの人」が加害者であることを認識していることが昭和48年二小判例の前提になっていると解すべきであろう(最高裁判所判例解説平成14年度(上)・154頁)。

ウ 昭和48年二小判を、加害者について現実の認識がない場合も消滅時効の進行が開始することを判示した判例であると解することは疑問

なお、昭和48年二小判例は判例集に登載されているが、その判示事項は「民法724条にいう「加害者ヲ知リタル時」の認定事例」、判決要旨は「被疑者として逮捕されている間に警察官から不法行為を受けた被害者が、当時加害者の姓、職業、容貌を知っていたものの、その名や住所を知らず、引き続き身柄拘束のまま取調べ、起訴、有罪の裁判およびその執行を受け、釈放されたのちも判示の事情で加害者の名や住所を知ることが困難であったような場合には、その後、被害者において加害者の氏名、住所を確認するに至った時をもって、民法724条にいう「加害者ヲ知リタル時」というべきである。」であり、事例判例として扱われている。

そうすると、控訴審判決（代理人注：平成14年判決の控訴審判決）のように昭和48年二小判例を、加害者について現実の認識がない場合にも消滅時効の進行が開始することを判示した判例であると解することができるかどうかについては、疑問がある。

エ 昭和48年二小判を根拠に、現実に損害を知らなくても時効が進行すると解することは、飛躍がある。

また、昭和48年二小判例は、「加害者ヲ知リタル時」に関する判例である。仮に控訴審判決のように同判例は加害者についての現実の認識を不要としたものであると理解したとしても、これを「損害ヲ知リタル時」についても同様に考え、同判例を根拠に、社会通念上、調査すれば容易に損害発生の事実が判明し得るような場合にはその段階で損害を知ったことになるとまで解することは、飛躍がある。

自己が被害を受けたことを現実に認識している被害者は、加害者を現実に具体的に特定して認識していなくても、加害者が誰かであるかを調査し、賠償請求に及ぶことを一般的に期待してもよいであろうが、被害を受けたこと自体を現実に認識していらない者が進んで自己に対する不法行為があったかどうか調

査することまで一般的に期待するというのは、行き過ぎであろう（最高裁判所判例解説平成14年度（上）・155頁）。

オ 損害の発生の有無、加害者が誰であるかを被害者に調査すべき義務を課すことは不当である。

不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算点が、被害者が損害及び加害者を知った時とされたのは、次の理由によるものと考えられる。すなわち、不法行為は、通常、それまで何らかの法律関係があった者の間に発生するものではないから、被害者は損害が発生したことや加害者を認識し得ない場合がある（文書による名誉毀損などその典型であろう。）。そして、被害者が、損害の発生や加害者を現実に認識していない場合には、被害者が加害者に対し、損害賠償を請求することは実際問題として無理であり、このような場合にまで消滅時効が進行するとすると、被害者は損害賠償請求権を行使できず、不法行為により侵害された権利の回復を図り得ないという事態が生ずる。他方、これらを現実に認識していれば、消滅時効の進行を認めて、被害者の権利を不当に侵害することにはならない。損害の発生や加害者を認識していない時点で消滅時効が進行するとすると、被害者は、自分に対する不法行為があったかもしれないと感じたら、自己の権利を喪失させないためには、損害の発生の有無や加害者が誰かを調査せざるを得なくなるが、不法行為により損害を被った者に対し、このような調査をすべき義務を課すこと不当である。

判決も、このようなことから現実の認識必要説に立っていることは、その判示から明らかである（最高裁判所判例解説平成14年度（上）・161頁）

カ 被害者の保護をないがしろにし、法の文言に反してまで、加害者を保護する解釈をとるべきではない。

そもそも、民法724条前段の趣旨が加害者の法的地位の安定にあるというのは、一般民事債権の消滅時効期間が10年であるにもかかわらず、不法行為に基づく損害賠償請求権の時効期間が3年と短縮されたことの説明にすぎず、それ以上に、その立法趣旨を時効の起算点についての被害者の主観的認識要件

を緩和するために用いるのは不適当である。すなわち、同条の趣旨が加害者の法的地位の安定にあるということの趣旨は、被害者が損害の発生や加害者を現実に認識しているにもかかわらず、その後3年経過しても依然として提訴をしないという場合には、もはや法による損害の回復を求めない意思がうかがわれ、加害者が、もはや被害者から損害賠償の請求を受けないと信頼したとしても、その信頼は正当なものとして保護に値するということにある。他方、被害者としては、損害の発生や加害者を現実に認識しながら、その後3年の間に訴訟を起こさなかった以上、損害賠償請求権が消滅するとされたとしてもやむを得ないのである。

このように加害者の法的地位の安定といつても、それは、あくまでも被害者が損害の発生や加害者を現実に知りながら3年間も提訴しなかった場合において加害者の法的地位の安定を図ろうというものにすぎず、それ以上に加害者を保護しようという趣旨ではないというべきである。不法行為を受けた被害者の保護をないがしろにし、法の文言に反してまで、違法なことをした加害者を保護する解釈を探ることについて慎重であるべきであろう(最高裁判所判例解説平成14年度(上)・162頁)。

結論的に言えば、被害者が加害者及び損害を知った時、というのはその両者を現実に知ることを要すという意味であると言わなければならない。その両者を現実に知ることによって初めて、被害者は損害賠償請求が可能となるのである。昭和48年判決のいう「その可能な程度にこれらを知った」とは、加害者及び損害を現実に知ったということであると思われる。

本件のように、本来10年間の消滅時効期間の適用が妥当な事案については、法の明文に反してまで、加害者を保護する解釈をとるべきではないとの指摘は、特に重く受けとめるべきである。

(4) 「加害者・損害」と共に不法行為であることの認識を要する

民法724条の条文上、不法行為による損害賠償請求権の時効の起算点は被害者が「加害者及びその損害を知った時」である。条文上は加害者と損害を知

ることが必要とされているが、解釈上、その加害行為が不法行為を構成するということについての認識も必要であるとするのが、以下のとおり、判例及び学説の立場である。

ア 不法行為であることもあわせ知る必要がある。

民法第724条にいう「損害及ヒ加害者ヲ知リタル時」とは、単に損害を知るに止まらず、加害行為が不法行為であることもあわせ知ることを要することは所論のとおりである(最高裁昭和43年6月27日第一小法廷判決・集民第91号 461頁)

イ その加害行為が不法行為を構成することを知る必要がある。

不法行為による損害賠償請求権の消滅時効の起算点としての被害者側が損害を知った時とは、単に加害行為により損害が発生したことを知っただけではなく、その加害行為が不法行為を構成することも知ったときとの意味に解するのが相当である(最高裁昭和42年11月30日第一小法廷判決・集民 第89号 279頁)

ウ 加害行為の違法性を知ることと損害を知ることの両者が必要

時効が進行するためには、被害者らが損害を知ることを要する。被害者らが損害の程度や数額を具体的に知ることを要しないが(大判大9・3・10民録26・280)、單なる損害発生の推定または危慎だけでは十分でなく、加害者の行為が違法のものであることならびにそれによつて損害の発生したことの両者を被害者が知らなければならず(大判大7・3・15民録24・498)、被害者らが加害行為の違法性を知るならば、その違法な行為が、通常、損害を伴うものであるかぎり、被害者らがその損害までも知つたことになると考へられるが(我妻=有泉=四宮309、東京高判昭33・10・21下民9・10・2137)、しかし、損害のすべてが加害行為のうちにただちに生ずるとも限らないし、また損害が間接的被害者に生ずる場合もありうるので、加害行為の違法性を知ることと、損害を知ることとは、別個に取り扱うべきものと考

えられる(注釈民法(19) 377頁)。

エ 多数説は不法行為であるとの法的評価は一般人を基準にすべきとする。

学説では、不法行為における3年の消滅時効の起算点につき被害者の主観的認識をどこまで徹底するかについて、①多数説(澤井裕・テキストブック事務管理・不当利得・不法行為〔二版〕260、森島昭夫・不法行為法講義438、松久三四彦「消滅時効」新現代損害賠償法講座(1)271、下森定「消滅時効の起算点」判夕268・189等)は、不法行為を基礎付ける事実については被害者の認識を必要とするが、不法行為であるという法的評価については、一般人ないし通常人の判断を基準にすべきであるとし、②少数説(池内慶四郎「使用者責任と民法724条の加害者を知ることの意義」判夕246・106等)は両方の要素について被害者の現実の認識を要する(最高裁平成23年4月22日第二小法廷判決へのコメント・判例時報 No.2116 62頁)という。

本件では、前回訴訟の原告ら代理人であった弁護士郷路征記(以下、「当職」という。)の認識が実質的には問題とされている。本件の原告らは当職に依頼をしたが故に、民法724条の起算点に関して彼ら個人の被害者としての認識を問われる利益を失い、法的評価についても一般人の判断を基準にするという利益を奪われて、当時、統一協会の伝道・教化活動について、少なくともそこで行われている事実については最も深い知識を持った法律専門家の認識を自らの認識とされているのである。

3 本件の場合、不法行為であることを被害者が知ることが「損害」と「加害者」を知ることである

(1) 本件の場合、不法行為であることを知ることは、極めて困難であった。

本件の場合においては、不法行為であることを被害者が知ることが最も重要なことである。本件の請求は、統一協会による伝道・教化活動が被勧誘者への不法行為であり、その結果、文鮮明をメシアと信じさせられ、判断基準(人

格) を変えられて、献金をした、物品を購入した等のことが損害になるということである。献金をした時、物品を購入した時は、判断基準を変えられている=統一原理を真理と信じさせられているのであるから、恐怖困惑させられているわけではない。正しいこと、地上天国実現のため、自らと家族の救いのためと信じて、献金し、物品を購入しているのである。即ち、統一協会への献金の事実や統一協会からの物品購入の事実は、元統一協会員である原告等にとってその行為の当時には、積極的な意味ある行為（恐怖に支配されていることもあるが）として、強く勧められたりもしてはいるが自発的に行ったことと認識している行為なのである。

従って、統一協会の伝道・教化活動が自らに対する不法行為になるという認識が後になって獲得できて初めて、拠出した金銭が損害であるという認識が可能になるのであり、加害者が統一協会であるということが認識できるのである。

ある行為が不法行為であるかどうかは、その行為を見さえすれば、或いはその行為を知りさえすれば、一般人であれば直ちに判定できるものと、その判定が極めて困難であって、裁判による判決の結果を待たなければ不法行為になるかならないか、一般人はもとより被害者本人にもわからないという場合がある。はなはだしい場合には、その事件を担当した弁護士にだってわからないという場合があるのである。

統一協会による本件の場合は、間違いなく後者だったのである。それは統一協会の伝道・教化活動の全体像を理解することが困難であり（長期間である、秘密にされている、複雑である等）、そこで行われている各活動の意味、評価が理解しにくいうえ、統一協会の伝道・教化活動が20歳を超えた心身の健全な国民を対象に、それらのものの「任意の同意」を得ながら進められているからである。被害者の同意を得ながら進められる伝道・教化活動を不法行為である、献金はその不法行為と相当因果関係がある損害であるととらえなおすことは極めて困難な作業であったのである。その困難さは次に掲げる、離婚の成立によって、離婚に至らしめた相手方の行為が不法行為であることを知ることができることの困難さを、はるかに、はるかに上回っているというべきである。

(2) 離婚の成否が確定して初めて相手方の行為が不法行為であることを知る。

被上告人において、上告人の有責行為により離婚をやむなくされ精神的苦痛を被ったことを理由としてその損害の賠償を求めるものと解されるところ、このような損害は、離婚が成立してはじめて評価されるものであるから、個別の違法行為がありまたは婚姻関係が客観的に破綻したとしても、離婚の成否がいまだ確定しない間であるのに右の損害を知りえたものとすることは相当でなく、相手方が有責と判断されて離婚を命ずる判決が確定するなど、離婚が成立したときにはじめて、離婚に至らしめた相手方の行為が不法行為であることを知り、かつ、損害の発生を確実に知つたこととなるものと解するのが相当である(最高裁昭和46年7月23日第二小法廷判決・判例タイムズNo.266 175頁)。

4 本件において、被害者はいつから不法行為であると知ることができたのか

では、いつの時点から、被害者は勿論、当職自身が統一協会の伝道・教化活動が不法行為であると知ることができるようになったのか、次の判例が参考にされるべきである。

(1) 炭鉱じん肺・国の責任に関する札幌地裁判決

ア 炭鉱じん肺患者等の国に対する時効の起算点

昭和35年4月から昭和61年11月までの間に日本国内の炭鉱で粉塵作業に従事した労働者（以下「本件労働者」という。）のうち、①管理区分二と決定され、且つ、合併症の認定を受けた者、②管理区分三と決定され、且つ、合併症の認定を受けた者、及び、③管理区分四と決定された者が、前記前提となる事実（第2の1）の（2）のアの通商産業大臣の規制権限の不行使を理由に被告に対して国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求をする場合、「加害者を知った時」（民法724条前段）とは当該労働者が被告に対して損害賠償請求が可能であることを現実に認識した時と解するのが相当である（札幌地方裁判所 平成22年3月26日民事5部判決・判例時報 No.2117 62頁）

（注・以下に④として本件労働者のうち、じん肺によって死亡した者の相続人

について同様の判示がある。)

イ 最高裁判決によって初めて確定的に認められた権利

通商産業大臣の規制権限の不行使を理由とする、前記①～③の本件労働者及び前記④の本件労働者の相続人の被告に対する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権は、上記のような検討を行った結果、筑豊じん肺訴訟最高裁判決がなされたことによって権利として確定的に認められることになったと考えられている権利である（同上）。

ウ 本件の場合、法の不知は害さないと解すべき

また、本件訴訟で問題となっている損害賠償請求権は、筑豊じん肺訴訟最高裁判決によって初めて確定的に認められた権利であるから、「法の不知は弁解とならない」という原則は同権利については必ずしも当てはまらないと言うべきである（同上 63頁）。

エ 判決で認容されることを知って初めて訴訟を提起することが可能となるというべき。

被告は、本件損害賠償請求権の消滅時効の起算点を考える上で問題となるのは本件損害賠償請求権の行使可能性であって、判決における認容可能性ではないと主張する。しかし、先に述べたとおり、本件訴訟で問題となっている損害賠償請求権は、筑豊じん肺訴訟最高裁判決によって初めて確定的に認められた権利であるから、当該損害賠償請求権が判決で認容されることを知って初めて当該被害者は訴訟を提起することが可能になるというべきである。被告の主張は、要するに、法律上まだ「加害者」といえるかどうか明らかでない場合でも「加害者を知った」以上、消滅時効が進行するという主張であるが、このような主張が失当であることは明らかというべきである（同上）。

(2) じん肺訴訟で国の責任が判決で認められるまでの経過

じん肺訴訟において通産大臣の規制権限不行使を理由に国の責任を追及した訴訟については、以下のとおりの判決がある。

- ① 長野じん肺訴訟第一審判決 長野地裁 昭和61年6月27日、国の責任を否定（判例タイムズ616号34頁）
- ② 筑豊じん肺訴訟第一審判決 福岡地裁飯塚支部 平成7年7月20日、国の責任を否定（判例タイムズ898号61頁）
- ③ 北海道じん肺訴訟第一審判決 札幌地裁 平成11年5月28日、国の責任を否定（判例タイムズ1014号63頁）
- ④ 筑豊じん肺訴訟控訴審判決 福岡高裁 平成13年7月19日、国の責任を肯定（判例タイムズ1077号72頁）
- ⑤ 筑豊じん肺訴訟上告審判決 最高裁 平成16年4月27日、国の責任を肯定（判例タイムズ1152号120頁）
- ⑥ 北海道じん肺訴訟控訴審判決 札幌高裁 平成16年12月16日、国の責任を肯定
- ⑦ 北海道じん肺訴訟上告審決定 最高裁 平成17年7月14日、国の上告受理申立を不受理決定。

以上の経過を前提に上記札幌地裁判決は、「本件訴訟で問題となっている損害賠償請求権は、筑豊じん肺訴訟最高裁判決によって初めて確定的に認められた権利」であることを何度も宣言し、そのことを理由に「法の不知は弁解とならない」との原則はあてはまらないとし、「当該損害賠償請求権が判決で認容されることを知って初めて、被害者は訴訟を提起することが可能となるというべきである」と判断している。そして同判決は各原告について、訴訟提起3年前（甲事件原告につき平成17年4月24日、乙事件原告につき同年12月18日）以前に（上記⑤言い渡し以後）損害賠償請求が可能であることを現実に認識していたかどうかを検討して、全原告についてそのような事実はないとしているのである。

- (3) 統一協会の伝道・教化活動が判決で違法であると認められるまでの経過
統一協会に対する訴訟のうち、統一協会の伝道・教化活動が違法であること

を理由として、献金等を損害として賠償を求める訴訟（いわゆる「青春を返せ訴訟」）についての判決は、以下のとおりである。

ア 17の判決が積み重ねられている

- ① 名古屋地方裁判所 平成10年3月26日判決（甲第6号証）、原告らの請求棄却・統一協会の伝道・教化活動は適法と認定
- ② 岡山地方裁判所 平成10年6月3日判決（甲第10号証）、原告らの請求棄却・統一協会の伝道・教化活動は適法と認定
- ③ 仙台地方裁判所 平成11年3月23日判決（甲第8号証）、原告らの請求棄却（認容されたのは、献金と物品購入代金のごく一部について、当該献金等の勧誘時に意思形成の自由を阻害するような勧誘があり、かつ、結果が社会的相当性を欠くもののみ）・統一協会の伝道・教化活動は適法と認定
- ④ 広島高裁岡山支部 平成12年9月14日判決（甲第13号証・②の控訴審原告1名のみ控訴）・統一協会の当該伝道・教化活動は違法と認定
- ⑤ 神戸地方裁判所 平成13年4月10日判決（甲第14号証）、原告らの請求棄却・統一協会の伝道・教化活動は適法と認定
- ⑥ 札幌地方裁判所 平成13年6月29日判決（甲第1号証・前回訴訟判決）、原告らの請求認容・統一協会の伝道・教化活動は違法と認定（以下、1部を除きこの記載を略）
- ⑦ 東京地方裁判所 平成14年8月21日判決（甲第4号証）、原告らの請求認容
- ⑧ 京都地方裁判所 平成14年10月25日（甲第68号証）、原告らの請求認容
- ⑨ 新潟地方裁判所 平成14年10月28日（甲第69号証）、原告らの請求認容
- ⑩ 札幌高等裁判所 平成15年3月10日（甲第2号証・⑥の控訴審）、統一協会の控訴棄却
- ⑪ 大阪高等裁判所 平成15年5月21日（甲第70号証・⑤の控訴審）、

原判決破棄、原告らの控訴を認容・統一協会の伝道・教化活動は違法と認定

- ⑫ 東京高等裁判所 平成15年5月28日（甲第71号証・⑦の控訴審）、統一協会の控訴を棄却
- ⑬ 最高裁判所 平成15年10月10日（甲第3号証・⑥の上告審）、統一協会の上告棄却、上告受理申立不受理決定
- ⑭ 東京高等裁判所 平成16年5月13日（甲第72号証・⑨の控訴審）、統一協会の控訴棄却
- ⑮ 札幌地方裁判所 平成24年3月29日判決（甲第412号証）、一部の近親者原告らを除く原告らの請求認容
- ⑯ 札幌高等裁判所 平成25年10月31日判決（甲第442号証・⑮の控訴審）、近親者原告らと統一協会員原告ら3名について統一協会の控訴を容れ、被控訴人（原告）らの請求棄却（統一協会員原告ら3名については時効完成が理由）、その余の統一協会の控訴を棄却。双方、上告せず確定。
- ⑰ 札幌地方裁判所 平成26年3月24日判決（本件原審）

以上のとおり、①～③までは統一協会の伝道・教化活動は適法とされ、④でそれが違法とされ、⑤で再度適法とされるが、⑥以降はすべて違法とされているのである。

イ 上記④広島高裁岡山支部判決の射程

ここでは④の広島高裁岡山支部の判決を分析して、同判決の射程範囲が統一協会の通常の伝道・教化活動には及ばないこと、従って、統一協会の通常の伝道・教化活動が違法であることを、初めて明らかにしたのは⑥の前回訴訟判決であることを明らかにする。

同判決（原審での認定部分を含む）が認定している事実関係は以下のとおりである。

昭和62年9月15日、訪問によってビデオセンタークリエイトに勧誘され

た控訴人が、自分の人生を社会のために役立つようにするにはどうすれば良いか学ぶところと説明されて受講することにしたが、同年9月20日のビデオセンターへの来館3回目以降通わなくなり（控訴人は好きなビデオが見られると思っていたのに話が違うと思うようになったため・甲第10号証 123頁）、その約3ヶ月後に絵の展示会に勧誘されて強引に絵を買わされそうになったがそれを断ったことから、一切ビデオセンターに通うのをやめていたのに（以前騙されたことのある英語教材の訪問販売と同じものであるのかと裏切られたような感じを持ったため。同126頁）、翌年の63年4月10日（通わなくなつて約半年後）になって占いの講演会があるからと呼び出され、統一協会岡山県内の「信者団体」の幹部である統一協会員を「講師の占い師は、講演をしながら全国を巡り歩いている」と偽って紹介され（甲第10号証 127頁、甲第13号証 12頁）、その統一協会員から姓名判断を受けるようにさせられ、姓名判断で「このままの生活を続けていたら大変なことになる。今が転換期です。」と言われて不安を煽られてビデオセンタークリエイトに再度通うようにさせられ、クリエイトに通い始めた直後の4月17日にはこれまた「全国を歩いている占いの先生」という紹介で、統一協会員による家系図の鑑定を受けさせられ、「女性ばかりの家系というのはこの後途絶えてしまう。」と脅され（甲第10号証 130頁）、その約1ヶ月後の5月16日には偽の占い師を演じた上記の「信者団体」の幹部を「立派な人」と紹介され、次いでクリエイトの先輩というふれこみで後になって統一協会の幹部であることが判明した（甲第10号証 133頁、甲第13号証 13頁）人物を紹介され、当時靈界を信じるか信じないか悩んでいた控訴人に、信じるように働きかけられ、その6日後である5月22日には「全国を歩いていて日本でも指折りの占い師」という偽りを言われて統一協会岡山教会の幹部で靈感商法を行っていた岡一商会の社員（甲第10号証 134頁、甲第13号証 13頁）を紹介され、「控訴人の先祖は殿様で人を殺している、お腹が痛くないか、家族の人は大変だ、今のままで済まされない」等の脅迫をされているという事実が認定されている。そして、その4日後である5月26日午後7時から2時間の特別講義等で統一協会や文鮮明を明らかにされ、深夜12時までかけて執拗に迫られ全

財産を献金させられている。約20日後の6月15日からスリーデイズ、直後から新生トレーニングが開始され、10月からは実践トレーニングが開始されたというのである。

以上の事実を基礎に控訴審裁判所は、「ことさらに虚言を弄して、正体を偽って勧誘した後、さらに偽占い師を仕立てて演出して欺罔し、徒に害悪を告知して、控訴人の不安を煽り、困惑させるなどして、控訴人の自由意思を制約し、執拗に迫って・・・・献金させ、その延長として、さらに宗教選択の自由を奪って入信させ」、と評価してその勧誘行為を違法であるとしているのである。

統一協会の青年に対する通常の伝道・教化課程は上記のような経過をたどらない。特に5名もの「偽占い師を仕立てて演出して欺罔した」点が決定的に異なっているし、又、これらの偽占い師の言動が控訴人の意思形成に極めて重要な影響力を及ぼした点でも異なっている。

又、上記判決は、偽占い師による欺罔、不安の煽り、困惑によって「控訴人の自由意思を制約し、・・・宗教選択の自由を奪って入信させ」と判示しているのだが、控訴人が統一協会に入信した時を認定していない。そのため、上記の判決文のように言えるのかどうか、理解することができないという問題があるのである。5月22日以前に行われた「偽占い師による欺罔、不安の煽り、困惑」と、入信との因果関係を明らかにするには、入信時期の特定はなくてはならないことだと思われる。上記判決は、その部分を「その延長として」と説明しているのだが、その説明が説得力を持つとは到底思えない。

従って、広島高裁岡山支部の事案は統一協会の通常の伝道・教化課程の違法性判断のためには適用できないのである。通常の伝道・教化課程を違法とした初めての判決は⑥の札幌地方裁判所 平成13年6月29日判決であって、その最高裁判所判決の確定によって、統一協会に対して元信者が、その伝道・教化課程の違法性を理由として献金等の損害の賠償を求める権利は初めて現実のものとなったのである。すなわち上記上告審判決の確定の日である平成15年10月10日までは統一協会の伝道・教化課程が不法行為であることは誰にとっても明らかではなかったである。誰も、統一協会が加害者であることも、損

害が発生していることも現実に認識することは、できなかったのである。

5 原判決の立場の紹介と批判

(1) 原判決は民法724条の解釈について48年最判の基準にのみ準拠している 以下に該当部分を引用する。

民法724条にいう「損害及び加害者を知った時」とは、被害者が、損害賠償請求権を行使することが事実上可能な状況の下、権利行使が可能な程度に損害及び加害者を知った時と解すべきであり（最高裁判所昭和48年11月16日第二小法廷判決・民集27巻10号1374頁参照）・・・（原判決56頁12行目～15行目）。

ア 上記に対する批判

昭和48年判決の基準は、上記のとおり「加害者を知りたる時」に関する基準である。「損害を知りたる時」については何も言っていない判決である。それを、「損害を知りたる時」についてまで拡張して引用している原判決は、誤っているといわなければならない。

原判決は、平成14年判決を無視して、昭和48年判決の基準を誤って用いて、被害者が加害行為が不法行為であることを現実に知らなくても、損害賠償請求訴訟を遂行できる現実的 possibility があれば時効は進行するとの原判決の立場を基礎付けようとしているのである。

なお、以下の判例を参考までにあげておく。昭和48年判例の基準のみを誤って引用している原判決に対する一つの批判としてである。

イ 加害者に対する認識と損害に対する認識を昭48年と平14年最判によって分けた例

民法724条は、不法行為による損害賠償請求権の時効消滅は、被害者が「損害及び加害者を知った時」から進行する旨規定するが、この「損害及び加害者を知った時」とは、被害者において、加害者に対する損害賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれを知った時を意味するものと解するのが相当であり（最二小判昭和48年11月16日民集27巻10号137

4頁参照)、同条にいう被害者が損害を知った時とは、被害者が損害の発生を現実に認識した時をいうと解するのが相当である(最三小平成14年1月29日 民集56巻1号218頁参照)(東京地方裁判所平成17年9月15日判決・判例時報 No.1906 42頁)。

(2) 具体的には損害訴訟を提起し、これを遂行できる現実的可能性を認識すれば足りる

原判決は、上記のとおり誤って昭和48年判決の基準に準拠したうえ、それを本件へ具体化したものとして以下のとおりの基準を判示している。

そして、損害賠償請求権行使することが事実上可能な状況の下、権利行使が可能な程度に損害及び加害者を知ったとは、訴訟は一般論として常に敗訴の可能性をはらむものであるから、この可能性を払拭できない限り権利行使ができるないと解することは現実的でなく、損害賠償請求訴訟を提起し、これを遂行できる現実的な可能性があることを認識することで足りると解するのが相当である(原判決・56頁下から6行目～同頁末尾)。

ア 上記に対する批判

本件についての時効の起算点は、上記のとおり、被害者が加害行為を不法行為であると現実に知ったときである。加害行為を不法行為であると現実に認識して初めて、損害を知り加害者を知ることになるからである。民法724条の解釈として、上記が一番素直な解釈であり、本件について上記以外の基準を定立する必要はない。

原判決の「損害賠償請求を提起し、これを遂行できる現実的な可能性があることを認識することで足りる」との基準は、上記じん肺訴訟の被告国が主張したという「本件損害賠償請求権の消滅時効の起算点を考える上で問題となるのは、本件損害賠償請求権の行使可能性であって、判決における認容可能性ではない。」(判例時報 No.2117号 63頁2段目)に類するものであって、本件の請求権が、前回訴訟の上告審判決によって初めて確定的に認められるこ

とになった請求権であることに思いを致さなかつたもので、引用したじん肺訴訟札幌地裁判決の「当該損害賠償請求権が判決で認容されることを知つて初めて当該被害者は訴訟を提起することが可能となるというべきである」との判断に照らして誤りであり、「法律上まだ『加害者』といえるかどうか明らかでない場合でも『加害者を知つた』以上、消滅時効が進行するというものである」との批判を免れない。

前回訴訟の特徴は「一般論として常に敗訴の可能性をは」らんでいる訴訟ということではなく、扱っている問題が、いまだ裁判上権利としては認められないものであったということなのである。そのような訴訟の最高裁判決によって、あることが不法行為であることが確定する、そうすれば、被害者がそのことを現実に認識した時から、3年間で民法724条の時効が完成する。その間に訴訟を起こさなかつた理由が、「敗訴の可能性を払拭できないから」ということであったとしても、ということなのである。

以上のとおり、これは本件における民法724条の解釈基準としては全く不適切なものである。民法724条の立法趣旨からいえば同法条が適用されるべきではない本件について、同法条の明文に反して、不法行為者の利益を擁護する役割を果たすにすぎないものだからである。

(3) 原告らの主張は不法行為を構成することについて「確信」を要求するもので採用できない。

原告らの主張について、原判決は以下のとおり批判して、それを採用できないとする。

これは（注：原告らの主張のこと）、消滅時効が進行するためには、被告による伝道・教化活動又は販売活動が不法行為を構成することについて確信（少なくとも勝訴の相当程度の蓋然性の認識）を必要とすると主張するものと理解できる。しかし、被害者が不法行為の成立につき確信に達する時まで消滅時効が進行しないと解することは、実質的にみれば、いつまで経っても消滅時効は

進行しないと解することと同義となるから、原告らの主張は採用できない（原判決・57頁9行目～14行目）。

ア 上記に対する批判

原判決の、原告の主張についての理解は全然正確ではない。原告は加害行為が不法行為を構成することの確信を求めてはいない。通常通り、不法行為であることの認識をもてるのであれば、その時から時効は進行すると考えているのである。前回訴訟の最高裁決定によって、初めて、統一協会の伝道・教化活動が不法行為であることが明らかになり、その過程を経過して信者となった元信者らの損害賠償請求権が初めて権利として存在することが確認されたものであるため、その時以降、そのことを知った被害者について、現実に知った時から民法724条の短期消滅時効が開始するということにすぎないのである。

また、原判決は原告等の主張では、実質的にはいつまで経っても消滅時効が開始しないことになるから採用できないと言うが、上記のとおり、そのようなことにはならない。原判決のように控訴人らの主張を「確信」を要求するものだと理解したとしても、原判決の判示のようにはならない。確信に達する時になれば、消滅時効は進行するということなのであるから。

6 前回訴訟主張書面の内容から時効進行を認める

原判決は、上記のような誤った基準を定立したうえで、前回訴訟判決の事実摘要の内容をほぼそのまま引用して（原判決61頁下から7行目～4行目、前回訴訟判決・甲第1号証117頁8行目～11行目、原判決61頁下から4行目～62頁2行目、前回訴訟判決・甲第1号証118頁3行目～9行目）、そのような主張を原告らが平成12年12月末頃までにしていることも理由のひとつとして民法724条の短期消滅時効が本件の提訴前である平成15年末頃には完成していると結論づけている（原判決62頁下から8行目～6行目）。

以下のとおりである。

前訴提起原告ら及び訴外████████は、遅くとも平成12年末頃までには、

前訴において、被告が、対象者に対し、物品販売活動及び献金獲得活動者の対象として被告の商材を購入させたり献金させたりするだけでなく、そうした経済活動に従事させることをも目的として、宗教団体であることを明確に否定しつつ、組織化され他の情報から遮断された環境に連れ込んで、対象者の自主的・主体的な判断力を奪った状態で一方的に統一原理の価値観を教え込み、判断の枠組みを変えた上で、経済活動をさせるという真の目的を受け容れうる段階に至った後にその目的を明かすという違法な行為を行った旨主張したと認められる（甲1、弁論の全趣旨）（原判決・61頁下から8行目～62頁2行目）。

上記の内容の準備書面を作成し、提出したのは当職である。従って、時効進行の可否を決める「被害者の現実の認識」は、結局、原告らの代理人弁護士であった当職の認識に変えられてしまっているのである。

（1）上記に対する批判

前回訴訟判決が統一協会の伝道・教化活動を不法行為であると認定した根拠を、同じくそれを不法行為でないとした他の訴訟や当職の当時の認識とも対比して検討し、前回訴訟判決確定後でなければ統一協会の伝道・教化活動が不法行為であることは明らかにならず、消滅時効は進行しないことを解説する。

ア 前回訴訟判決が指摘した4つの特徴

前回訴訟判決が統一協会の伝道・教化活動の手段の特徴としてあげたのは以下の①～③であり、その目的として解説したのが④である。

（ア）①統一協会の勧誘手段は組織的体系的目的的である。

その勧誘等の手段方法について指摘すべき特徴的なことは、第1に、その勧誘等の方法が、長年の組織的勧誘等の経験に基づいた手法に基づき、組織的体系的目的的に行われているという点である（前回訴訟判決・甲第1号証498頁下から1行目～499頁2行目）。

(イ) ②組織的体系的目的的な場への勧誘の当初にあたり、宗教団体への勧誘であることを厳に秘している。

第2の特徴は、被告協会の協会員は、上記のように組織的体系的目的的に宗教団体である被告協会への加入を勧誘等するに当たり、当初はこの点を厳に秘しているという点である(前回訴訟判決・甲第1号証500頁10行目～12行目)。

(ウ) ③教義とは関連ない手法を駆使し、教義に根拠があるとは考えられない害悪を告知し欺罔威迫して勧誘している。

第3の特徴的な点は、被告協会の協会員がその勧誘に当たって、被告協会の宗教教義とは本来関連がないような手法を駆使し、その教義上からも根拠があるとは考えられないような害悪を告知するなどして、欺罔威迫するという勧誘等の方法を用いていることである(前回訴訟判決・甲第1号証502頁4行目～7行目)。

(エ) ④勧誘目的は財産、労働力の収奪と同種の被害者の再生産

これを外形的客観的に観察して直截に表現すれば、原告らの財産の収奪と無償の労役の享受及び原告らと同種の被害者となるべき協会員の再生産という不当な目的にあったということになる(前回訴訟判決・甲第1号証504頁4行目～6行目)。

イ 不法行為を認めなかった訴訟との比較

上記の各点について、統一協会の伝道・教化活動を不法行為であるとは認めなかった前回訴訟以前に言い渡された判決との異同を検討する。

①の組織的体系的目的的な勧誘方法

①の名古屋地裁判決(上記の4の(3)のアの①。以下、判決の前に数字のみ表示する。)ではビデオセンターから実践トレーニングまでの伝道・教化課程の事実が、比較的詳細に認定されて(甲第6号証 111頁3段目から113頁2段目まで)いるが、その勧誘・教化の方法は社会的相当性を逸脱

していないと認定されている（同号証 133頁3段目）。

⑤の神戸地裁判決では、同訴訟原告ら3名について各自への伝道・教化課程が認定されている（甲第14号証 135頁～203頁、但し、ビデオセンターで始まる伝道・教化課程を経たのは1名のみである。）が、その原告への伝道・教化手段も社会的に相当な範囲を逸脱していないと認定されている（同号証 222頁～227頁）。

前回訴訟判決では、教化過程の認定に27頁（甲第1号証 346～373頁）を、伝道過程の認定に14頁（甲第1号証 314頁～328頁）を費やしているので、詳細さの点で圧倒的な差がある。

②の正体を隠した勧誘

このことに関しては全ての裁判例で認定されている。①の名古屋地裁判決は、そのことについて「やや道義上の問題を残すとしても」という評価であり（甲第6号証 133頁3段目）、②の岡山地裁判決も「道義上の問題を残すけれども」という評価であり（甲第10号証 161頁）、⑤の神戸地裁判決は、「被告の信者による勧誘方法に疑問がないわけではない」（甲第14号証 223頁）という評価である。④の広島高裁岡山支部判決では「ことさらに虚言を弄して、正体を偽って勧誘し」と認定し（甲第13号証 21頁10行目）、勧誘手段が社会的相当性を逸脱している理由のひとつとしていると解される。

③の手相、姓名判断等の利用や害悪の告知

②の岡山地裁判決は、数度にわたって告知された害悪の内容を具体的に認定しているが、各回の害悪の告知と入会勧誘や献金勧誘が時間的に切り離されていることを理由に問題とせず（甲第10号証 158頁5行目～10行目、159頁3行目～6行目）、④の広島高裁岡山支部判決では「徒に害悪を告知して、控訴人の不安を煽り、困惑させるなどして、控訴人の自由意思を制約し」（甲第13号証 21頁11行目～12行目）と評価して、勧誘手段が社会的相当性を逸脱している理由の重要なひとつとしてあげている。

④の勧誘目的

①の名古屋地裁判決は「宗教的な目的」であるとし（甲第6号証 132頁下段）⑤の神戸地裁判決も同様（甲第14号証208頁、221頁、233頁）と認定している。いずれも社会的に正当な目的ということである。

④の広島高裁岡山支部判決は「被控訴人の信者組織が主催する展示会等を通じて販売する商品を購入させ、あるいは被控訴人への献金をさせ、ひいては、被控訴人の信者に勧誘する目的であるのに、あえてその目的を隠し」（甲第13号証 15頁）と認定しているのだが、重点は目的を隠すことにあると読み、その目的そのものについて、不当なものなのかどうかは明言していない。

以上のとおり前回訴訟判決の前記各特徴と同じような事実について認定をしているながら、特に、統一協会が正体を隠した勧誘をしていることについては、全ての判決が認定しているながら、前回訴訟判決の前には、原告らを勝訴させる判決はなかったのである（④の広島高裁岡山支部判決を除く。同訴訟の原告ら勝訴の理由が統一協会の通常の伝道・教化課程にまでは及ばないこと、前記のとおりである。）。そのような評価、判断が一般的であった本件に関して、前回訴訟判決が何故統一協会の伝道・教化活動が不法行為であると認定できたかということが問題になるので、以下検討する。

ウ 前回訴訟判決が深く分析し、評価しなおしたこと

(ア) その勧誘方法全体を一体のものとして観察し、その一部分を構成する行為としての位置付けの中でその部分の違法性を判断すべし。

①組織的体系的目的的な勧誘の内容を詳細に認定した上で前回訴訟判決は、その事実を深く分析して、その持っている意味を捉えなおして下記のとおり認定している。

被告協会の協会員による被告協会への勧誘等の方法は、個々の勧誘等の行為それ自体を個別的外形的に観察する限りは、詐欺的強迫的手法を用いていることが明らかなものを除いては、本人も承諾納得の上での任意の選択を求めるも

のであって、それ自体の違法性を論ずることができないようにも見えるが、その勧誘方法が信者獲得という一定の目的のもとに、あらかじめ周到に準備された組織的体系的目的的なプログラムに基づいて行われているという前記のような事情に照らせば、その勧誘等の手段方法の違法性を判断するに当たっては、その個々の勧誘等の手段方法の違法性だけを論ずれば足りるものではなく、その勧誘方法全体を一体のものとして観察し、その一部分を構成する行為としての位置付けの中でその部分の違法性を判断することが必要であるというべきである（前回訴訟判決・甲第1号証499頁下から2行目～500頁9行目）。

このような違法性判断の方法に至ったから、勧誘の当初に統一協会の勧誘であること、宗教の勧誘であることを厳重に秘匿していることの意味、重要性を、正確に判断することが可能になったのだと思われる。

(イ) 宗教の教義は一旦信ずると離脱しにくい。特に統一協会のように離脱が罪という教義が内包されている場合には。信仰の選択は誠に重大なものでそれに不当な影響力を行使することは許されない。

②の正体を隠して勧誘するということが持っている意味について原判決は以下のようないくつかの認定をしている。その認定は、宗教を信ずるということ、信じた場合にそれを離脱することが困難であるという宗教の特性、そして、統一協会の教義は、離脱することが罪悪であるということを内包しているが故に、より一層その側面が強いという事等を深く分析しているのである。その結果、統一協会の正体を隠した勧誘行為が信仰の自由を侵害する恐れのある行為だと認定することができるようになったのだと考えられるのである。この点の解明によって、統一協会の伝道・教化活動の手段が社会的相当性を欠くと言えるようになったのだと考えられる。

非宗教的な思想のように、一般には、歴史的、経験的、科学的な合理性、論理性に基づく論証が可能であると考えられるものについては、その学習のいかなる段階においても、自らのあるいは第三者からの批判的な検討の結果に基づ

き、その科学的論理的な誤謬を見いだすことによって、その正当性を否定してその思想への傾倒を断ち切ることは可能であると考えられるのに対し、宗教上の教義の場合には、一般的には、超自然的事象に対する非科学的、非合理的な確信に由来する信仰に基づくものであると考えられるため、その学習段階によつては、自らはもとより第三者からの批判的検討によつても、その科学的論理的な誤謬を指摘することが極めて困難であるばかりか、被告協会のそれのように、宗教教義からの離脱を図ること自体が罪悪であるとの教義を内包している場合には、その教義そのものがそれからの離脱を阻止する心理的に強度なくびきとなつて、より一層、その教義への傾倒を断ち切り難い場合が生じるものと考えられる。これを要するに、宗教教義の勧誘の場合には、個人差が大きいものと推測されるとはいへ、宗教教義とは知らずに、したがつて、意識的目的的な検証の機会を持つことができないままにこれを普遍的真理として受け容れてしまつた者に対し、後になって、それが特定の宗教教義であることを明らかにしてみても、すでにその教義を真理として受け容れて信仰している以上は、外部の者がその誤謬を言い立ててみても、その客観的な検証の術がない以上は、科学的論理的説得をもつてしても、その宗教教義からの離脱を図ることは通常極めて困難というべきであつて、こうした事態に立ち至る可能性があることにつかんがみると、それは、その者の信仰の自由に対する重大な脅威と評価すべきものということができる。宗教上の信仰の選択は、単なる一時的単発的な商品の購入、サービスの享受とは異なり、その者の人生そのものに決定的かつ不可逆的な影響力を及ぼす可能性を秘めた誠に重大なものであつて、そのような内心の自由に関わる重大な意思決定に不当な影響力行使しようとする行為は、自らの生き方を主体的に追求し決定する自由を妨げるものとして、許されないといわなければならぬ。したがつて、宗教教義の伝道に当たつて、宗教教義であるかどうかを尋ねられてもこれを意図的に否定するというような積極的な欺罔行為を施した上、あたかも特定の宗教上の教義を超えた普遍的真実を流布しているという外形をまとつて伝道するような行為については、被告協会の主張する上記のような事情を考慮しても、伝道の方法としては許容し難い不公正な方法であるとの批判を免れない(前回訴訟判決・甲第1号証500頁 下か

ら1行目～502頁3行目)。

(ウ) 姓名判断等は教義と関係なく、害悪の告知も教義と関係ない

③の姓名判断の手法や(靈界や因縁による)害悪の告知に関しては、統一協会の教義と関係がないことを解明したことが重要である。

そのことによって統一協会の勧誘方法が詐欺的なものであることが明らかとなった。手相、姓名判断や家系図判断、靈界や因縁による害悪の告知が、統一協会の教義と関係がないと明らかにされることによって、自らが正しいと信じている教義とは関係のない手法や、それと関係のない害悪を告知することによって伝道を行っているのは、まっとうな伝道手法とはいえないこと、その欺瞞性、詐欺性が明確に浮かび上がるよう捉えなおされたのである。

被告協会の協会員は、原告らに対する伝道活動にあたって、被告協会の教義とは本来関連がないというべき手相、姓名判断や家系図鑑定をほとんど例外なく行っているが、その判断や鑑定を行う者は、単に市販されている本や内部のマニュアル本を学習し、先輩の講義を受けただけであるにもかかわらず、もつともらしい鑑定等を行うばかりか、時には、あたかも、斯界の権威であるかのように霊能力を偽装し、虚偽の事実を告知して鑑定等を行い、その伝道活動への関心を煽ったり、教義上の根拠のない害悪を告知して献金や物品の購入を迫ったりしている。こうした行為は、その教義の伝道方法としての相当性を欠いているというべきである。とりわけ、こうした行為が、いわゆる靈感商法といわれる詐欺ないし恐喝行為というべき勧誘方法と類似した手法を、被告協会の協会員の勧誘のマニュアルとして踏襲した結果とかがわれる点は、その違法性を判断する上で見逃すことはできない(前回訴訟判決 502頁)。

(エ) 不当な勧誘目的の認定

④の勧誘目的についても、このように明確に認定したのは、この判決が初めてで、宗教団体への勧誘という表層的な認識から、勧誘された後、信者とされた人達が行わされる行動を具体的に分析することによって、その勧誘の真の目

的が何であるかについて解説したのである。

(2) 当職の、前回訴訟判決までの認識

以上のように、統一協会の伝道・教化活動に存在する特徴的な事実について伝道課程全体や、宗教を信ずるということや、教義との関係や、信者となった後に行われていることの実態等の事実を深く分析して、その意味を評価しなおしているのが前回訴訟判決であって、その深い分析と評価のしなおしがあって初めて、統一協会の伝道・教化活動は不法行為になるという法的判断が導き出されたのである。このような深い分析と評価のしなおしは平成13年6月29日に判決が言い渡されて初めて明らかになったものである。

当職は、原判決が指摘している統一協会の布教活動の特徴点の①～④については全てを認識しており、その認識を裁判所に準備書面で主張してはいた。当職は当時の原告ら代理人として、統一協会の伝道・教化課程で行われている事実については細大もらさず詳細にそれを時系列に従って裁判所に提示することはしてきたと思っている。そして、その事実を社会心理学でその有効性が確認されている承諾誘導の技術等を用いて詳細に分析して主張した（いわゆるマインド・コントロール論に基づく分析である）。それは前回訴訟判決 65頁～72頁、74頁～78頁、112頁～117頁に、事実摘示として反映されている。

しかし、前回訴訟の札幌地方裁判所が行った、事実を深く分析して評価しなおすという点に関して言えば、④の勧誘目的については、平成12年7月28日に提出した準備書面（甲第12号証）で論じているけれども（原判決事実摘示にも反映している。甲第1号証 117頁8行目～11行目）、それ以外の3つの点に関しては、前回訴訟判決が指摘するような深い分析と評価のしなおしはできていなかったのである。深く分析して評価しなおすことよって、一見するだけでは道義的に問題を残すだけであるかのように見えることが、重要な不当性を持つことが明らかになるわけだが、その様な作業まではできていなかったのである。それを行ったのは前回訴訟判決を作成した裁判官達なのである。それができていなかったが故に、当職の当時の認識＝主張のみによっては、前

回訴訟訟判決に先立つ各訴訟の敗訴判決を乗り越えることは不可能であったと思われる（前回訴訟判決でも、「原告らが主張するいわゆるマインド・コントロールを前提とするのであればともかく」と、前回訴訟判決が原告等の主張をとらないことが明示されている。甲第1号証 505頁）。従って、当職の当時の認識は、統一協会の伝道・教化課程を法的に不法行為と認めさせるレベルにまでは到達していなかったと言わざるをえないである。

以上のとおり、裁判官達が、前回訴訟判決で示した、事実の深い分析と評価のしなおしによって初めて、統一協会の伝道・教化活動は不法行為であると法的に評価することが可能になったのであり、それが明らかになったのが前回訴訟判決であり、その判決が最高裁でも維持されて初めて確定的に統一協会の伝道・教化活動が国民に対する不法行為になる、それに対して損害賠償請求が可能であるということが確立したのである。

従って、平成12年12月末頃までに、当職が様々な主張をしていたとしても、その主張の内容の低さから言って、統一協会の伝道・教化活動が不法行為になるという認識を当職が持っていたということにはならない。

当職に関して言えば、前回訴訟判決を読むことにより、統一協会の伝道・教化活動の違法性は、十分に理解することができた。その後、同様の判決が継続しており、逆転はおきていない。それらの事実に着目して、前回訴訟判決が言い渡された平成13年6月29日をもって、時効の起算点とすることも、当職が被害者である場合には考えられるところである。そのような判断もあって、本件訴訟は前回訴訟判決から3年を経る前に提起されているのである。

7 控訴人■の請求が棄却された理由

- (1) 内容証明を出したことで、伝道・教化活動が違法であることを認識しており、損害訴訟を提起し遂行することが可能な状態であった。

このこと（乙テ第4号証を送付したこと。）からすれば、遅くとも平成12年11月22日時点において原告■は、被告信者による被告の伝道・教化活動が違法であること及びそれら活動によって入教関係費及び献金相当額の損害を被ったことを認識しており、入教関係費及び献金相当額について、損

害賠償請求訴訟を提起し、これを遂行することが現実的に可能な状態にあったといえる（原判決・74頁下から6行目～2行目）。

原判決は控訴人■■■が統一協会に対して内容証明郵便（乙テ第4号証）を出したことをもって時効の起算点としている。しかし、これは全く不当である。そもそも、まず上記のとおり、統一協会の伝道・教化活動が違法であることを理由とする損害賠償請求権は、まだ、権利として確立していない。誰も、統一協会の伝道・教化活動が不法行為であると認識できていないのである。

ではなぜ、当職は控訴人■■■の代理人として内容証明郵便を出したのか？

統一協会を脱会した者について、統一協会は統一協会が関与したこと、伝道・教化活動が違法であることも、責任も認めはしない。しかし、信者名義で返金をするのである。統一協会に請求すれば、信者個人から連絡が電話であり、必ず金銭の返還を行うのである（乙第49号証～乙第57号証、乙第58号証～乙第59号証、甲第443号証の1、2～甲第449号証1、2）。

上記各号証のうち、合意書（和解契約書）を見れば明らかなるおり、通知書は統一協会に送付しているのに、合意書は信徒会代表等の名目で信者個人が締結するのである。当職が代理人になっての請求は昭和63年10月頃から始まっている（乙35の1）。その頃の合意書は提出されていないが、平成21年3月の合意書（甲第443号証の2）から平成25年1月の合意書（甲第449号証の2）が信徒会代表等と称する個人名義となっていることから、昭和63年10月からずっと一貫して個人名義であったことが推認できる。当職の記憶としても間違いない。前回訴訟判決が最高裁決定で確定した後も、訴訟前の和解では、統一協会はその関与も責任も認めないのである。判決確定前は、当然のこととして、関与も責任も認めていなかった。だから合意の当事者は一貫して信者個人なのである。

当職が控訴人■■■の代理人として乙テ第4号証の内容証明郵便で請求したのも、従前の例に従った、統一協会が関与も責任も認めない和解を目的とした請求であって、この請求をしているから「不法行為であることを知っていた＝加害者と損害を知っていた」と見なすことは到底できないものである。

もちろん、内容証明郵便には当職の当時の認識のうち、統一協会の責任を最大限に主張する内容を記載している。例えば、乙第35号証の1から同44号証の1までと乙第46号証は「洗脳」が理由であり、乙第45号証からは「マインドコントロール」、乙第47号証は「正体を隠した勧誘」が主な理由である。乙第49号証から同56号証は「正体を隠した勧誘、因縁等」である。

平成12年11月22日付の乙テ第4号証には、「貴協会による違法な入信勧誘」、「民事上不法行為になる」という文言が記載されている。

平成15年10月10日までの請求文言は、統一協会の伝道・教化活動が裁判で不法行為として認められていなくても、裁判で認められることを求めて当方はそう主張している、それを訴訟外でも維持していたということであって、そのような文言が記載されているからと言って、統一協会の伝道・教化活動が不法行為であることを当職が認識していたことにはならない。不法行為になることを求めて、前回訴訟判決で採用されなかったレベルの認識で闘っていたということなのである。損害を請求するという記載も同様の意味である。

もちろん、控訴人[REDACTED]が認識していたことにもならない。従って、原判決の認定は誤りである。

(2) 主張書面の提出

また、上記内容証明郵便は、原告[REDACTED]の代理人として郷路征記弁護士が作成したものであるところ、同弁護士は前訴における原告ら代理人としても活動している（甲1）。前記(1)工のとおり（この書面6のとおり）、前訴提起原告らは、平成12年末頃までに、被告信者らの一連の勧誘・教化行為及び販売活動は対象者に対する不法行為を構成する被告の行為である旨主張しているのであるから（甲1、弁論の全趣旨）、前訴提起原告らと同じ郷路征記弁護士を代理人としていた原告[REDACTED]は、同弁護士を介し、前訴提起原告らと同様、平成12年末頃までには、被告信者による販売活動が違法であること及びそれら活動によって物品購入費相当額の損害を被ったことを認識しており、当該損害について、損害賠償請求訴訟を提起し、これを遂行することが現実的に可能な状態にあったというべきである（原判決・74頁下から1行目～7

5頁10行目)。

この点については既に主張すみである。

上記のとおり、当職が不法行為であるとの認識を持ち得ていない以上、控訴人■■■がそのような認識を持ちうるわけがない。そしてまた、当職の認識と控訴人■■■の認識を同じものとして扱うのは不当である。控訴人■■■は前回訴訟の原告ではない。前回訴訟における訴訟活動の顛末や、認識の進展が全て同訴訟の原告らに伝達されていたわけではない。原告でもない控訴人■■■と対して、伝達されていないのはより一層明らかであって、当職の認識と控訴人■■■の認識を同一視して論ずること自体がまた、不当なことと言わなければならぬ。

以上